

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年 2月 21日
淡路市長 門 康 彦

市町村名 (市町村コード)	淡路市 (28226)	
地域名 (地域内農業集落名)	(	三軒屋 三軒屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月 21日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

農地を引き受ける意向のある担い手がおらず、後継者不在の農業者が大半を占めることから、新たな農地の受け手の確保が必要。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

本地域は、水稻のほか、たまねぎ、すいか、レタス等の露地野菜、ストック等の施設栽培が盛んで、ほ場整備も広範囲で実施済みである。今後は、担い手への農地の集積を進めるとともに、ドローン防除をはじめスマート化による省力化、低コスト化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その他農地を保全・管理する農地とする。ただし、農振農用地であっても現状山林化しており、再生が困難な農地は保全・管理する農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
まずは担い手の確保に努めることとする。担い手が確保できれば、担い手を中心に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手を確保した上で、農地中間管理機構を活用して、担い手への集積、集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針※
既に広範囲で、ほ場整備事業を実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

中山間直接支払交付金を活用して、農道・水路等の保全・管理に努めていく。